

## 文化振興奨励金交付要領

この要領は、舞鶴市文化・スポーツ振興事業実施要綱（平成5年告示第59号）に規定する文化振興事業のうち、文化振興奨励金について、その詳細、具体的な手続き、様式等に関して必要な事項を定めるものとする。

### 1. 目的

文化・芸術（文化芸術振興基本法に掲げる文化芸術及び学校教育における文化系活動）の分野において、その技術を競い合うことを目的として公募により開催されたコンテスト等に市民若しくは市民で構成される団体等が出場する場合において、その出場が本市の文化振興に寄与すると認められるとき、文化・スポーツ振興基金から奨励金を交付することにより、本市の文化活動の奨励を図ろうとするもの。

### 2. 奨励金の額

次の区分に従い、それぞれ定められた額の範囲内で奨励金を交付する。

①個人：高校生以下	1人一回につき	15,000円
上記以外の一般成人	1人一回につき	10,000円
②団体：高校生以下	1チーム一回につき	70,000円以内
上記以外の一般成人を含む団体	1チーム一回につき	50,000円以内

ただし、高等専門学校など高等学校3ヵ年を超えた修学期間を要するものについては、1・2・3回生を高校生以下、4・5回生を一般成人として取り扱う。

### 3. 補助対象

- ①舞鶴市に居住、在学、または勤務する者
- ②本市出身者（本市の小学校、中学校、高等学校を卒業した者）
- ③その他市長が特に認めた者

### 4. 対象となる大会

- ①地区予選を制したのち、全国大会に出場する場合。ただし、出場者が広く公募されていないものは除く。
- ②地区予選がない日展等芸術的な全国大会において優秀な賞を受賞し、その表彰式に出席する場合。ただし、単なる市町村展に類するものは除く。
- ③その他、特に市長が必要と認めたもの。

### 5. 交付申請の手続き等

交付申請書（別紙様式）に必要事項を記載、添付された書類に基づき、要件を確認後、支払い手続きを行うものとする。[報償費として支出]

### 6. 交付申請書に添付する書類

- ①大会の開催要項または募集要項等概要の分かる書類
- ②地区予選会等の開催要項及び結果の分かる書類